

公募型プロポーザル方式による企画提案書の募集を行うので、下記のとおり公告する。

令和5年4月12日

室蘭市長 青山 剛



1 委託の概要

- (1) 委託名称
室蘭市立地適正化計画改定支援業務委託
- (2) 委託内容
室蘭市立地適正化計画改定支援業務委託仕様書のとおり
- (3) 履行期間
契約締結の日から令和6年3月19日まで

2 担当部局

担 当：室蘭市都市建設部都市政策推進課
住 所：〒051-8511 室蘭市幸町1番2号（室蘭市役所本庁舎4階）
電 話：0143-25-2592（直通）
F A X：0143-24-2091
e - m a i l：toshikei@city.muroran.lg.jp

3 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 2023～2026年度室蘭市競争入札参加資格者名簿に設計委託等「土木設計」で登録がある者。
- (2) 北海道内を本店、支店、営業所または出張所の所在地として営業している者。
- (3) 過去5年間に、次に掲げる内容の業務実績（共同企業体の場合は代表者としての実績に限る。）がある者。
 - ・公共発注の都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画の策定または改定業務
- (4) 次の要件の技術者等を配置できる者。
 - ・技術士（総合技術監理部門「建設—都市及び地方計画」または建設部門「都市及び地方計画」）
 - ・シビルコンサルティングマネジャー（「都市計画及び地方計画」部門）上記のうち、複数またはいずれかの資格を有する管理技術者及び照査技術者を配置できること。ただし、管理技術者と照査技術者を兼ねることはできないものとする。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 公告の日から見積もり合わせ執行日のいずれの日においても、室蘭市競争入札参加資格者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている

者等経営状態が著しく不健全である者でないこと。（更生手続又は再生手続の開始決定後、室蘭市から再認定を受けている者を除く）

- (8) 都道府県公安委員会が指定する暴力団又は暴力団連合体の構成員を役員並びに支配人及び営業所等の代表者として使用していない者。
- (9) 参加しようとする者の間に次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者同士が同一の共同企業体の代表者又は構成員である場合を除く。）。

①資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

ア 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

②人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

ア 一方の会社の取締役等が、他方の会社の取締役等を兼ねている場合

イ 一方の会社の取締役等が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

③その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記①又は②と同視しうる特定関係があると認められる場合

4 参加申込書の提出

- (1) 提出期限：令和5年5月2日（火）午後5時まで
- (2) 提出場所：「2 担当部局」まで
- (3) 提出様式：様式集のとおり（必要に応じ資料を添付すること。）
- (4) 提出部数：1部
- (5) 提出方法：持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限必着。）
- (6) 参加資格の確認：提出された書類を基に「3 参加資格」を満たしていることを確認した場合、参加資格確認通知を交付する。なお、「3 参加資格」を満たしていないことが確認された場合は、失格とする。

5 募集要領等の配布

- (1) 募集要領等の配布：令和5年5月2日（火）午後5時まで
※募集要領のほか、業務仕様書、様式集、記載要領を総称して「募集要領等」という。
- (2) 配付方法：室蘭市公式ホームページからのダウンロード又は担当部局による配布

6 募集要領等についての質問の受付及び回答

- (1) 受付期限：令和5年4月18日（火）午後5時まで
- (2) 受付場所：「2 担当部局」まで
- (3) 提出方法：指定様式に記載の上、電子メール又はFAXで提出すること。
- (4) 回答方法：受理後、令和5年4月25日までに、提出者に電子メール又はFAXで回答するとともに、室蘭市公式ホームページに当該内容を公表する。

7 企画提案書の提出

- (1) 提出期限：令和5年5月17日（水）午後5時まで
- (2) 提出場所：「2 担当部局」まで
- (3) 提出様式：様式集のとおり（必要に応じ資料を添付すること。）
- (4) 提出部数：9部（正本1部、副本8部） ※部単位に左上クリップ留めとする。
- (5) 提出方法：持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限必着。）

8 説明会

説明会開催の有無 無

9 契約方法等について

- (1) 契約の締結
 - ・最も評価が高い者を優先交渉権者とする。市長は優先交渉権者を当該業務に係る随意契約の見積書の徴収の相手方として契約手続きを行う。
 - ・優先交渉権者が辞退その他の理由により契約締結できない場合は、次点者と契約手続きを行うこととする。
- (2) 支払い条件
 - 室蘭市契約規則及び室蘭市業務委託契約約款に従う。

10 公募の中止

やむを得ない事由のため、募集を延期又は中止することがある。なお、中止となった場合でも、企画提案に係る費用は参加者の負担とする。

11 その他

- (1) 選定方法については、募集要領に定める。選定結果の通知は参加者全員に通知する。
- (2) 企画提案書の募集に係る詳細事項は、募集要領を参照すること。